

令和7年度財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和7年度財政援助団体等監査の結果に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

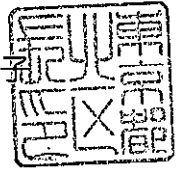
令和8年6月22日

東京都北区監査委員	佐藤	明充
同	西村	泰信
同	近藤	光則
同	大沢	たかし

8北産産第 1277 号
令和8年 5月 18日

北区監査委員 殿

東京都北区長 山田 加奈子



令和 7 年度財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和8年3月27日付 7 北監第1794号により指摘された事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので報告します。



監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別		令和7年度 財政援助団体等監査	
監査対象課 監査対象団体		産業振興課 北区商店街連合会	
結果	指摘	項番	(1)
監査結果			
<p>区は、個人消費の喚起を促し、商店街の活性化に寄与するため、「北区プレミアム付き区内共通商品券販売・活用支援事業補助金交付要綱」に基づき、北区商店街連合会(以下「北商連」という。)に対して、令和6年度は1億3,687万2,000円を交付している。</p> <p>この補助金に係る関係書類を確認したところ、北商連は、区からの補助金を仮受処理したのち、「北区内共通商品券発行事業」の合同実施者である東京都北区商店街振興連合組合(以下「北振連」という。)に全額を送金している。</p> <p>北商連によると、北商連は商品券の販売等、北振連は商品券の発行という役割分担のもとに本事業を実施したとのことであるが、北商連の会計上は、本事業が明確に経理されていない一方、販売等に係る経費も含む全ての経費を北振連が支出していた。</p> <p>区及び北商連によると、北振連は北商連に含まれているとの認識のもと、このような会計処理を行ったとのことだが、北商連の規約上、北振連は会員に含まれておらず、両者は法的には別個の団体であることから、補助事業の実施にあたっては、役割分担のもと明確に経理する必要がある。補助金の流れ・使われ方が区民に明確となるよう改善を図られたい。</p>			
講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）			
<p>商品券発行事業にかかる北区からの補助金の処理については、ご指摘のとおり北商連から北振連へ送金するにあたり、北振連は北商連に含まれるという概念から明確な記録なしに送金を行っていた。令和8年度から北商連から北振連への送金において、明確な記録を残し適切な処理を行うことといたしたい。</p>			

田原

8北地又第1459号
令和8年 5月27日

北区監査委員 殿

東京都北区長 山田 加奈子



令和7年度財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和8年3月27日付 7北監第1794号により指摘された事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので報告します。



監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 財政援助団体等監査		
監査対象課 監査対象団体	スポーツ推進課 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体		
結果	指摘	項番	①

監査結果

【指定管理者】

① 区は、日本製紙・日比谷アメニス共同事業体（以下「共同事業体」という。）を指定管理者とし、北ノ台スポーツ多目的広場（以下「広場」という。）の管理を行わせている。

「東京都北区立北運動場外 10 施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）」第 20 条第 1 項によれば、「北区は、貸付品整理簿に示す備品等を、無償で指定管理者に貸与する」と規定されているが、共同事業体によれば、貸付品整理簿を区から交付されておらず、保管していないとのことであった。

また、監査資料として提出された広場の備品台帳一覧表（所属別）（以下「一覧表」という。）に記載されている備品のうち、卓球台を調査したところ、9 台あるべきところ 4 台しかなく、備品シールも貼付されていなかったため、照合することができなかった。

さらに、広場が「備品所管の係・施設等」となっている一覧表を確認したところ、下表のとおり、北運動場及び浮間子どもスポーツ広場に設置されている備品が多数掲載されているとともに、広場に設置されている備品がスポーツ支援係及び北運動場の一覧表に掲載されていた。

なお、スポーツ推進課所管の一覧表には、こうした事例が多数見受けられた。

区は、協定書に則り適正に事務処理を行うとともに、区民の財産である備品の管理に厳正を期されたい。

表 広場に係る備品

備品所管の係・施設等	品名	数量	実際の設置場所
広場	卓球台	4 台	広場
	調光機	1 4 台	北運動場
	組立ハウス	2 台	浮間子どもスポーツ広場
	ベンチ	4 台	
スポーツ支援係	卓球台	5 台	広場

	テント	1張	
	ファクシミリ	1台	
	掃除機	1台	
	片袖机	1台	
	ネット支柱	1本	
北運動場	冷凍庫	1台	

(スポーツ推進課)

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）

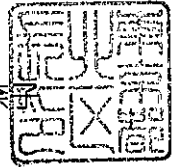
今回の指摘を踏まえ、指定管理者に対し備品台帳を提供し、各施設所在の備品と備品台帳の照合、確認を行いました。その結果に基づき、備品台帳の修正、整理を行い、台帳と各施設の所在備品の相違を無くすようにしました。

今後も、各施設の備品管理については、指定管理者に対し定期的に備品台帳を提示し、双方で確認を行い、購入・廃棄等の異動があった際には速やかに手続きを行う等、適正な備品管理について、指定管理者と連携して取り組んでまいります。

8北産文第 1191 号
令和8年5月29日

北区監査委員 殿

東京都北区長 山田 加奈子



令和7年度財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和8年3月27日付 7北監第1794号により指摘された事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので報告します。



監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 財政援助団体等監査					
監査対象課 監査対象団体	文化施策推進課 北区文化振興財団					
結果	意見・検討	項番	①			
監査結果						
<p>北区文化振興財団（以下「財団」という。）設立以来、毎年度、財団職員の人件費や各種公演実施に伴う委託、謝礼等の経費として補助金を交付している。</p> <p>区補助金及び自主事業収入の推移をみたところ、下表のとおり、令和6年度の区補助金は2億8,213万円で、コロナ禍前の令和元年度の2億3,431万円から4,782万円の増加となっている。</p> <p>一方、北とびあホール事業入場料などの自主事業収入額は、令和元年度は7,107万円、令和6年度は6,943万円と、ようやくコロナ禍前の水準に戻りつつあるものの、自主事業収入に対する区補助金の倍率は、令和元年度3.3倍から、令和6年度4.1倍と増加しており、区補助金への依存度がコロナ禍前より高まっている。</p> <p>北区経営改革プラン2024では、「財団が実施する事業の収益性を高めるとともに、企業などから寄附を募るなど財政的に自立した経営基盤を確立する」としており、財団はプランの達成に向けて取組を一層強化されたい。</p>						
表 区補助金等の推移		(単位:千円)				
	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区補助金 交付額 (A)	234,313	205,613	247,237	263,692	278,442	282,129
自主事業収入額 (B)	71,068	30,505	40,072	60,549	67,506	69,425
自主事業収入に対す る区補助金の倍率 (A/B)	3.3倍	6.7倍	6.2倍	4.4倍	4.1倍	4.1倍
講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）						
<p>北区文化振興財団（以下「財団」という。）は、地域文化および関連する地域活動の振興を通じて、区民福祉の向上と豊かな文化都市の形成を目指して設立された非営利組織で</p>						

す。設立以来、地域に根ざした活動を展開し、多様な事業に取り組んでまいりました。

近年、国や地方自治体では、時代の変化や厳しい財政状況を踏まえながら事業の見直しを進めるとともに、効率的で質の高いサービスを提供するための体制づくりを目指した改革が推進されています。一方で、消費者物価指数の上昇を背景として、人件費をはじめとする事業経費が増加し、厳しい経営環境が続いています。こうした中、当財団としても設立の目的を改めて見据えながら、経営改革プランの推進に取り組んでいるところです。

令和7年度には、財団が管理運営する施設「ココキタ」において、新たな予約システムの導入や利用料金の改定を行いました。これにより、施設の利用効率や利便性の向上を図り、歳入の確保に加えて区民サービスの充実を目指しました。

今後は取り組みをさらに強化し、東京都北区文化芸術ビジョンに基づく「区民主体の文化芸術活動への支援」のあり方を重点的に検討してまいります。その中で、区民の文化活動の自主性を尊重しつつ、公金支援の適正化を図り、これまで以上に幅広い区民参画を促進するなど、財団事業の適正化に努めてまいります。

監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 財政援助団体等監査		
監査対象課 監査対象団体	文化施策推進課 北区文化振興財団		
結果	意見・検討	項番	②
監査結果			
<p>財団は、ホール公演の優先予約や、割引等を実施することによりサービスの向上と事業の安定化を図ることを目的とした友の会「ほくとぴあメンバーズ」（有料会員）を平成6年1月から実施している。</p> <p>その会員数の推移をみると、令和6年度の会員登録数は649人で、ピークの平成28年度（1,326人）から半減しており、友の会会費収入が270万2,000円から98万1,000円に減少している。</p> <p>財団は、会員数の減少の理由として、コロナ禍による影響、令和2年度から会員資格の自動更新を見直したこと、従来の有料会員が年会費無料で「北区民割引」や「北区民先行販売」の特典が付いた「ほくとぴあチケットオンライン」の北区民会員に流れたことを挙げているが、財政的に自立した経営基盤の確立に向けては、自主事業収入の一層の確保が重要である。財団は、自主事業の一つである友の会のあり方について検討されたい。</p>			
講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）			
<p>「ほくとぴあメンバーズ」は、ホール事業のチケット優先予約や割引、公演情報の提供などを通じて、区民が文化芸術活動に触れる機会を広げることを目的に平成6年に発足しました。それから約30年が経過する中、インターネットの普及やキャッシュレス決済の導入、またDXの推進など、社会情勢や技術環境は大きく変化してきています。それに伴い、チケット販売や公演案内のあり方も大きく変わりました。</p> <p>こうした変化に対応するため、ほくとぴあメンバーズでは新たにクラウド型チケット販売システムを導入するなどサービスの改善に取り組んでいます。そのため、会員数は減少傾向にありますが、コロナ禍で一時的に落ち込んだ自主事業収入額は年々回復してきております。</p> <p>今後も引き続き、ほくとぴあメンバーズの適正化を進めながら、区民をはじめとする利用者への事業案内を充実させることで、サービスの拡充を図るとともに、自主事業収入の確保に努めてまいります。</p>			

8北福地第1262号
令和8年5月15日

北区監査委員 殿

東京都北区長 山田 加奈子 公印



令和7年度財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和8年3月27日付 7北監第1794号により指摘された事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので報告します。



監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 財政援助団体等監査		
監査対象課 監査対象団体	社会福祉法人 北区社会福祉事業団 地域福祉課		
結果	意見・検討事項	項番	③
監査結果			
<p>北区社会福祉事業団は、平成29年度以降、赤字経営が続いている。令和7年3月には「緊急財政再建策」を策定し、職員配置の見直しやDX導入による業務効率化など、赤字解消に向けた取組を進めており、経営状況は令和5年度決算（1億650万円余の赤字）と比較すると改善しているものの、令和6年度決算においても、なお3,681万円余の赤字を計上している。</p> <p>区からの委託で、指定管理者として運営している3か所の高齢者在宅サービスセンターでは、以下の表のとおり、令和2年度から5年間のデイサービスの利用は、一般型、認知症型ともに定員に余剰がある状況が継続しており、収支改善に向けた課題となっている。とりわけ、令和6年度の認知症型の利用率は、各施設とも50%程度と低い状況にある。</p> <p>「緊急財政再建策」では、赤字解消の達成時期を令和8年度の当初予算編成時としているが、赤字解消の実現には、デイサービス収支の改善を含む介護報酬の増収が必要である。</p> <p>デイサービス利用者の獲得に向けた営業活動の強化など、取組を一層進められたい。</p>			
講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合は、その旨を記載）			
<p>新たな利用者の獲得に向け、組織横断型のプロジェクトチームを設け、各施設の強みなどを検討し、居宅介護支援事業所への営業をかけている。また、区と協議を行い、定員の見直しを行ってまいりたい。</p>			